

## 日本禁煙科学会の主催・共催・後援 申し合わせ

第1条（適用） この申し合わせは、日本禁煙科学会の主催・共催・後援について定める。

第2条（目的） 日本禁煙科学会は、禁煙支援（喫煙防止教育を含む）の普及をはかり人類の幸福に貢献するために、諸活動に対して主催・共催・後援をおこなうことができる。

第3条（主催） 日本禁煙科学会が開催主体となっておこなう活動においては、日本禁煙科学会は主催としてその内容やプログラムを決定し、会計についても責任を負う。

2 日本禁煙科学会が主催する活動は、理事会で決定する。

第4条（共催・後援） 開催主体が日本禁煙科学会ではない諸活動に対しては、日本禁煙科学会は共催あるいは後援をおこなうことができる。共催あるいは後援の承認は、主催者（主催団体）からの申請をうけて学術委員会が審査を担当する。

2 共催・後援ともに、日本禁煙科学会に経費負担を生じないことを原則とする。

3 共催あるいは後援を承認された者は、活動の終了後に日本禁煙科学会に対して終了報告を行う。

第5条（承認の取り消し） 共催あるいは後援を承認した後であっても、その活動の全部あるいは一部が日本禁煙科学会の趣旨に相違することが判明した場合、あるいは申請内容と異なることが判明した場合には、日本禁煙科学会は承認の取り消しをおこなうことができる。それにより開催団体に生じた損失については、日本禁煙科学会は一切の責務を負わない。

第6条（決定） 理事会の決定事項を除き、主催・共催・後援についての決定事項は理事長の決定をもっておこなう。

第7条（規約変更） 本申し合わせの変更は、理事長が決定する。

第8条（その他） 本申し合わせに定めるもののほか、主催・共催・後援について必要な事項は、理事長が定める。

附則 この申し合わせは、平成30年12月1日から施行する。